



# 鳥取県公報

平成 19 年 7 月 31 日 (火)  
号外第 1 2 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 教委規則 現業職員就業規則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則  
(7) (教育総務課) . . . . . 2
- ◇ 企業局管 鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程 (8) (経営企画課) . . . . . 4  
理規程
- ◇ 病院局管 鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程 (10) (総務課) . . . . . 5  
理規程

# 教育委員会規則

現業職員就業規則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

## 鳥取県教育委員会規則第7号

現業職員就業規則及び鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

(現業職員就業規則の一部改正)

第1条 現業職員就業規則(昭和45年鳥取県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>	<p>(この規則の趣旨)</p> <p>第1条 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年10月鳥取県条例第37号)第1条第2項に規定する現業職員(以下「職員」という。)の労働条件に関しては、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるところによる。</p>
<p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第35号)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(勤務時間、休暇等)</p> <p>第2条 職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年12月鳥取県条例第35号)の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p> <p>2 略</p>
<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)</u>について勤務しないことをいう。)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>	<p>(育児部分休業)</p> <p>第3条 職員の育児部分休業(当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。</u>)については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条の規定の適用を受ける者の例によるものとする。</p>

(鳥取県立学校管理規則の一部改正)

第2条 鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(部分休業の承認) 第41条の2 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条に規定する部分休業をいう。)は、校長がこれを承認する。</p>	<p>(部分休業の承認) 第41条の2 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第9条に規定する部分休業をいう。)は、校長がこれを承認する。</p>

附 則

この規則は、平成19年8月1日から施行する。

# 企業局管理規程

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県企業局管理規程第8号

鳥取県企業局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県企業局企業職員就業規則（昭和38年鳥取県企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県企業局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第8条の2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を</u>養育するため1日の勤務時間の<u>一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第19条</u>の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（その他）</p> <p>第18条 この<u>規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この<u>企業管理規程</u>は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県企業局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を<u>定めることを目的</u>とする。</p> <p>（育児部分休業）</p> <p>第8条の2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を</u>養育するため1日の勤務時間の<u>一部を勤務しないことをいう。</u>）については、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）<u>第9条</u>の規定の適用を受ける県職員の例による。</p> <p>（その他）</p> <p>第18条 この<u>企業管理規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>

### 附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

# 病院局管理規程

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年7月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

## 鳥取県病院局管理規程第10号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県病院局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県病院局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓については、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）の定めるところによる。</p>	<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓については、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第4号）の定めるところによる。</p>
<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p>第3条 職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）の定めるところによる。</p>	<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p>第3条 職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第5号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号）の定めるところによる。</p>
<p>（営利企業等の従事制限）</p> <p>第4条 営利企業等の従事制限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号）の定めるところによる。</p>	<p>（営利企業等の従事制限）</p> <p>第4条 営利企業等の従事制限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則（昭和26年8月鳥取県人事委員会規則第5号）の定めるところによる。</p>
<p>（給与）</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職</p>	<p>（給与）</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職</p>

員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の定めるところによる。

（旅費）

第8条 職員の旅費については、鳥取県病院局企業職員等の旅費規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第8号）の定めるところによる。

（勤務時間、休暇等）

第9条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける者の例による。

2 略

（育児休業等）

第10条 略

2 職員の育児部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。

（定年等）

第12条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）及び職員の定年等に関する規則（昭和60年鳥取県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。

（懲戒）

第13条 職員の懲戒については、地方公務員法第27条及び第29条、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）並びに職員の懲戒の手續、効果等に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第8号）の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手續、効果等に関する規則第3条の規定は、適用しない。

（火災その他非常災害）

員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年3月鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第7号）の定めるところによる。

（旅費）

第8条 職員の旅費については、鳥取県病院局企業職員等の旅費規程（平成7年3月鳥取県病院局管理規程第8号）の定めるところによる。

（勤務時間、休暇等）

第9条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける者の例による。

2 略

（育児休業等）

第10条 略

2 職員の育児部分休業（当該職員がその3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。

（定年等）

第12条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年3月鳥取県条例第1号）及び職員の定年等に関する規則（昭和60年3月鳥取県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。

（懲戒）

第13条 職員の懲戒については、地方公務員法第27条及び第29条、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年9月鳥取県条例第40号）並びに職員の懲戒の手續、効果等に関する規則（昭和26年9月鳥取県人事委員会規則第8号）の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手續、効果等に関する規則第3条の規定は、適用しない。

（火災その他非常災害）

<p>第14条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、<u>臨機の処置をとるとともに、速やかに上司に報告し、互いに協力してその被害を最小限度に止めなければならない。</u></p> <p>(安全及び衛生の管理)</p> <p>第15条 職員の安全及び衛生の管理については、鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第5号)の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この<u>規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第14条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、<u>臨機の処置をとるとともに、速やかに上司に報告し、互に協力してその被害を最小限度に止めなければならない。</u></p> <p>(安全及び衛生の管理)</p> <p>第15条 職員の安全及び衛生の管理については、鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程(平成7年<u>3月</u>鳥取県病院局企業訓令第5号)の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この<u>企業管理規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>
---	---

## 附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。